

平成 21 年 1 月 31 日

関係者各位

(財)日本セ・リング連盟  
ル・ル委員会

### ジャッジ、アンパイア資格認定要件に関する特例措置の実施について

ナショナル・ジャッジ ナショナル・アンパイア規程(以下「NJNU 規程」)に基づき、本年度実施される財団法人日本セ・リング連盟(以下「JSAF」)主催のナショナル・ジャッジおよびナショナル・アンパイア資格更新認定手続(以下「更新手続」)について、NJNU 規程の改訂(平成 20 年 11 月 22 日)に伴う資格要件変更に関し、周知が不十分であったことを考慮し、当該変更につき更新手続に限り以下の特例措置を実施する。

#### 1. 措置対象

資格要件(NJNU 規程第 11 条)

- (1) 船舶免許
- (2) 審判実務経験
- (3) セ・リング実績

#### 2. 特例措置

- (1) 更新認定申請時(以下「申請時」)において、上記 1 所定の各要件が未充足の申請者には、未充足の旨を自己申告(以下「申告」)した者に限り、平成 22 年 3 月末日(以下「期限」)迄に当該要件を充足し、かつ充足した旨を書面にて申告(以下「充足申告」)することを条件に、当該要件に充足している者として申請時に取り扱う。
- (2) 上記(1)所定の取り扱い(以下「特例措置」)は、期限までに充足申告なき場合には、当該未申告者の資格は、NJNU 規程第 12 条を準用し当該資格は失効する。
- (3) 上記(1)所定の充足申告があった場合には、ル・ル委員会事務局(以下「事務局」)又は事務局が指定する者が、該当充足事実の有無等につき確認することがある。
- (4) 特例措置の実施期間は、本日から平成 22 年 3 月末日迄とする。

#### 3. 照会等

本特例措置に関する照会は、書面にて事務局に行うものとする。

以上